



鳥取県公報

令和2年9月18日（金）
第9235号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出（517）（福祉監査指導課）・・・2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（518）（〃）・・・2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（519・520）（企業支援課）・・・2 土砂災害警戒区域の指定の変更（2件）（521・522）（治山砂防課）・・・4 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（523・524）（〃）・・・4 採石法による採取計画の認可の公表（525）（鳥取県土整備事務所）・・・5 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（526）（中部総合事務所福祉保健局）・・・5 鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等の一部改正（527）（会計指導課）・・・6
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（住まいまちづくり課）・・・7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・8 落札者の決定（3件）（物品契約課）・・・10

告 示

鳥取県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
はしもと整形外科	倉吉市宮川町176-11	令和2年8月1日

鳥取県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
堀江 誠	米子市錦町一丁目12	堀江歯科医院	米子市錦町一丁目12	居宅療養管理指導	平成31年3月19日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
堀江 誠	米子市錦町一丁目12	堀江歯科医院	米子市錦町一丁目12	介護予防居宅療養管理指導	平成31年3月19日

鳥取県告示第519号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アムズ鳥取 鳥取市行徳一丁目155

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫 鳥取市二階町一丁目117

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市
変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市
変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫

4 変更年月日

令和2年7月13日

5 届出年月日

令和2年9月7日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和2年9月18日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス湯梨浜店 東伯郡湯梨浜町大字田後字三ノ内河原413ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴 東京都千代田区紀尾井町4-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 リコーリース株式会社 東京都江東区東雲一丁目7-12

変更後 リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町4-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 リコーリース株式会社 代表取締役 瀬川 大介

変更後 リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴

4 変更年月日

令和2年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年9月2日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和2年9月18日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び湯梨浜町産業振興課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第521号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

日南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

北の原谷川（I-1-3-36-22）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第522号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

日野町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

石原谷川（I-1-3-37-51）、茗荷谷川（I-1-3-37-60）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

日南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

北の原谷川（I-1-3-36-22）

鳥取県告示第524号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

日野町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

石原谷川（I-1-3-37-51）、茗荷谷川（I-1-3-37-60）

鳥取県告示第525号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月18日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
吾妻産業株式会社 代表取締役 田村 徹	岩美郡岩美町 大字新井555-1	岩美郡岩美町大字浦富字坊谷3081-51外 3筆（9,265.91平方メートル）	風化花崗岩（31,659立方メートル）	令和2年9月10日から 令和5年9月9日まで	令和2年9月9日

鳥取県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月18日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	廃止年月日
医療法人清生会	倉吉市上井町	訪問介護ステーション	倉吉市上井町一丁目	居宅介護、重	令和2年9

一丁目13	ンあげい	13	度訪問介護	月30日
-------	------	----	-------	------

鳥取県告示第527号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
2 鳥取県指定代理金融機関			2 鳥取県指定代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務	名称	取扱店舗	取扱事務
略			略		
鳥取県信用農業協同組合連合会	本所	1 県の公金の収納の事務 2 略	鳥取県信用農業協同組合連合会	本所	1 県の公金の収納の事務（ <u>マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納の事務を除く。</u> ） 2 略
鳥取県信用漁業協同組合連合会	本店	1 県の公金の収納の事務 2 略	鳥取県信用漁業協同組合連合会	本店	1 県の公金の収納の事務（ <u>マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納の事務を除く。</u> ） 2 略
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）			3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）		
名称	取扱店舗	取扱事務	名称	取扱店舗	取扱事務
株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店、出張所及び代理店（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）	県の公金の収納の事務	株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店、出張所及び代理店（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）	県の公金の収納の事務
鳥取信用金庫	日本国内に所在する本店及び支店		鳥取信用金庫	日本国内に所在する本店及び支店	
倉吉信用金庫	鳥取県内に所在する本店及び支店		倉吉信用金庫	鳥取県内に所在する本店及び支店	
米子信用金庫	日本国内に所在する本店及び支店		米子信用金庫	日本国内に所在する本店及び支店	
株式会社			株式会社		

島根銀行			島根銀行		
株式会社 みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所		株式会社 みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納の事務を除く。）
株式会社 中国銀行			株式会社 中国銀行		県の公金の収納の事務
中国労働金庫	日本国内に所在する本店及び支店		中国労働金庫	日本国内に所在する本店及び支店	県の公金の収納の事務
鳥取いなば農業協同組合	鳥取県内に所在する本店、支店及び事業所		鳥取いなば農業協同組合	鳥取県内に所在する本店、支店及び事業所	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納の事務を除く。）
鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本所、支所及び出張所		鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本所、支所及び出張所	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納の事務を除く。）
鳥取西部農業協同組合	鳥取県内に所在する本所及び支所		鳥取西部農業協同組合	鳥取県内に所在する本所及び支所	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納の事務を除く。）
4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）			4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）		
名称	取扱店舗	取扱事務	名称	取扱店舗	取扱事務
株式会社 ゆうちょ銀行	中国地方に所在する支店、出張所及び郵便局	1～4 略 5 マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納事務	株式会社 ゆうちょ銀行	中国地方に所在する支店、出張所及び郵便局	1～4 略 5 マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納事務
	日本国内（中国地方を除く。）に所在する本店、支店、出張所及び郵便局	1～3 略 4 マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納事務		日本国内（中国地方を除く。）に所在する本店、支店、出張所及び郵便局	1～3 略 4 マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納事務

公 告

令和2年7月3日付鳥取県公報第9214号で公告した（仮称）ザグザグ境港蓮池町店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和2年10月2日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察ヘリコプター12月点検等整備委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期限

令和3年3月15日（月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年9月30日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課管財係
電話 0857-23-0110 (代)
電子メール k_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和2年9月18日(金)から同年10月5日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年11月4日(水)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(月)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和2年10月13日(火)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をしたものを落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Outsourcing of 12th inspection and maintenance of Tottori Prefectural Police Helicopter, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 13 October, 2020

(3) Time-limit for the submission of tenders: 1:30 PM, 4 November, 2020 (Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 2 November, 2020)

(4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調達件名及び数量	除雪トラック（7トン級）	1台
2	契約方式	一般競争入札	
3	落札日	令和2年7月10日	
4	落札者の名称及び所在地	UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター 鳥取市湖山町東三丁目20	
5	落札金額	34,002,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6	入札公告日	令和2年5月29日	
7	落札方式	最低価格落札方式	
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|--|----|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪トラック（10トン級）（八頭） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 令和2年7月10日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20 | |
| 5 落札金額 | 41,812,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 令和2年5月29日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|-------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪トラック（10トン級）（米子） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 令和2年7月10日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社米子カスタマーセンター
米子市尾高2789 | |
| 5 落札金額 | 40,712,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 令和2年5月29日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |